

# かわら版

～VOL.27～ 令和元年12月発行

## 隠岐の島町商工会

TEL:2-1157・FAX:2-5984  
都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001



商工会会員数:592名  
(令和元年9月現在)

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



確認しましょう!

島根県 最低賃金

790 円

時間額

令和元年  
10月1日から

26円  
UP



## ～島根県警察本部からのお知らせ～

貸金業者を装った融資保証詐欺被害が多発しています!

- ・融資承ります。
- ・無審査 低金利 無担保 即日融資は、詐欺です!



従業員の皆さまの

# 年末調整

知ってる? ながら運転厳罰化

### 【事業主のみなさまへ】

事業主は、個人住民税(個人市町村民税と個人県民税)の特別徴収義務者として(給与から天引)、「法人・個人」を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を天引きし、従業員の居住する市町村へ納入していただく必要があります。

令和2年1月から給与所得源泉徴収税額表が変わりますので、ご注意ください。



初年度の住宅取得控除など、給与所得者の年末調整後の還付申告は、申告対象年の翌年1月から申告できます。



### 「ながら運転」が厳罰化

改正道路交通法 12月1日から

走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視する  
6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

違反点	反則金	普通車	18,000円
3点		大型	25,000円
		二輪	15,000円
		原付	12,000円

※反則金が大幅にアップ。懲役刑になることも

携帯電話等を使用して自動車等を運転し、交通事故を起こす  
1年以下の懲役または30万円以下の罰金

違反点 6点 → 免許停止処分に

### 商工会年末年始の営業について

年末は、12月27日(金)まで営業します。  
年始は、1月6日(月)から営業します。

【休業:12月28日(土)～新年1月5日(日)】

休日の急なご用件については、  
隠岐の島町商工会携帯電話

☎080-2946-1898 へ

お電話いただきますようお願い申し上げます。

よろしく  
お願いします



## 工業部会視察研修(部会活動)

10月30日、工業部会で島後リサイクルセンターの施設見学を実施しました。

島後リサイクルセンター施設運営会社の方に説明をしていただき、普段見ることのできないごみ処理工程などを見せていただき大変有意義な研修になりました。

見学後は昼食を兼ねて懇親会を行い、施設見学の振り返りをするとともに、部会員間の親睦を深めました。



## キャッシュレス決済セミナーを開催

11月29日、キャッシュレスセミナーを隠岐島文化会館2階集会室にて開催しました。

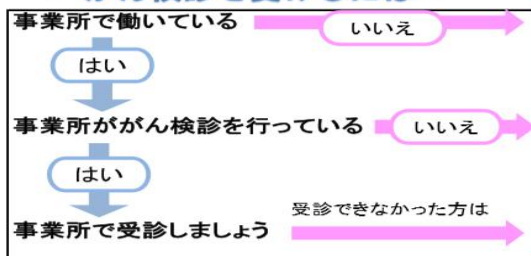
クレジットカード決済をはじめ、電子マネー、QRコード決済など日々進化するキャッシュレス決済。

急速に普及が進むキャッシュレス決済について、参加者の皆様は大変熱心に聴講されました。



## 受けていますか? がん検診

～がん検診を受けるには～



がん  
検  
診  
を  
受  
け  
ま  
し  
よ  
う

自分のために、大切な人のために  
自覚症状がないあなたにとって必要な検査です。  
定期的ながん検診を受けましょう。

大腸がん検診や胸部CT検診は事業所単位で  
申し込むことができます。是非ご活用下さい！  
<お問合せ先>  
隠岐の島町役場 保健課 電話：2-8562



改正健康増進法  
2020年4月より  
全面施行

### ● 2020年4月1日から 「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も  
可能です。

※一部の飲食店については経過措置があります。

### ● 詳しい情報はこちらへ

厚生労働省ホームページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

### ● ご相談・お問い合わせ先

※財政・税制支援等についての相談先も紹介します。

最寄りの保健所へご連絡ください。

松江市・島根県共同設置松江保健所 (0852) 23-1314

雲南保健所 (0854) 42-9637

県央保健所 (0854) 84-9821

益田保健所 (0856) 31-9536

隠岐保健所 (島前) (08514) 7-8121

出雲保健所 (0853) 21-8785

浜田保健所 (0855) 29-5552

隠岐保健所 (島後) (08512) 2-9713

島根県健康推進課健康増進グループ (0852) 22-5685

## 飲食店・オフィス・事業所などは “原則屋内禁煙”となります!

飲食店

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送  
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

なくそう!望まない受動喫煙

